

厚生労働省
令和5年6月5日
14時00分現在

台風2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨について（第7報）

1 厚生労働省における対応

(1) 6/1 15:30 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般（6月5日12時30分時点）

・各都道府県に対し、台風第2号の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（6/1）。

5月30日 沖縄県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月2日 EMIS 警戒モード解除

6月1日 鹿児島県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月2日 EMIS 警戒モード解除

6月2日 高知県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月2日 EMIS 警戒モード解除

6月2日 和歌山県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月3日 EMIS 警戒モード解除

6月2日 徳島県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月3日 EMIS 警戒モード解除

6月2日 愛知県 EMIS 警戒モードに切り替え。

6月2日 滋賀県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月3日 EMIS 警戒モード解除

6月2日 岐阜県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月3日 EMIS 警戒モード解除

6月2日 奈良県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月3日 EMIS 警戒モード解除

6月2日 三重県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月3日 EMIS 警戒モード解除

6月2日 静岡県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 6月5日 EMIS警戒モード解除
6月2日 山梨県 EMIS警戒モードに切り替え。
⇒ 6月3日 EMIS警戒モード解除
6月3日 千葉県 EMIS警戒モードに切り替え。
⇒ 6月4日 EMIS警戒モード解除
6月3日 埼玉県 EMIS警戒モードに切り替え。
⇒ 6月3日 EMIS警戒モード解除
6月3日 茨城県 EMIS警戒モードに切り替え。
⇒ 6月4日 EMIS警戒モード解除

(2) 医療施設の被害状況（6月5日12時30分時点）

- ・ 静岡県：1病院において1階リハビリ室に浸水あったが、水は引いている。リハビリ室には停電があり、6月7日のリハビリ室再開を目指し停電の復旧作業中。その他の入院機能は維持されており、患者転院の必要なし。
- ・ 愛知県：2病院において浸水あったが、ともに水は引いている。そのうち1病院においては、給食室が一時浸水し備蓄食で対応したが、復旧済み。入院機能は維持されており、患者転院の必要なし。もう1病院は、給食室の浸水と電子カルテシステム及び一部の検査機器が使用不能になり、復旧作業中。ただし、紙カルテを用いて入院機能は維持されており、患者転院の必要なし。給食室が一時浸水し備蓄食で対応したが、復旧済み。
- ・ 和歌山県：1病院に浸水あったが、水は引いている。浸水の影響で給水ポンプが故障したが、復旧済み（6月5日）。

(3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

現時点での被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・ 水道事業者等に対して、水道施設の被害等に対する警戒等を要請。併せて、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請（6/1）。
- ・ 岐阜県内の1事業者において、約300戸が断水。なお、断水については解消済み（6/3）。
- ・ 愛知県内の1事業者において、約10戸が断水。なお、断水については解消済み（6/3）。
- ・ 静岡県内の1事業者において、約80戸が断水中。

- ・和歌山県内の1事業者において、約1,280戸が断水。なお、断水については解消済み(6/3)。
- ・引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数(戸)		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【愛知県】 岡崎市	約10	0	6/2～ 6/3	・配水管の破損
【岐阜県】 瑞浪市	約300	0	6/2～ 6/3	・配水管の破損
【静岡県】 掛川市	約80	約80	6/3～	・取水口に土砂堆積 ・応急給水実施中。 ・復旧作業中。
【和歌山県】 田辺市	約1280	0	6/3	・配水管の破損
合計※	約1670	約80		

※：各市町村等の断水戸数の合計

※千葉県かずさ水道広域連合企業団管内で停電による断水が一時的に発生したが復旧済み(6/3)。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

静岡県沼津市において1施設に床上浸水及び施設の一部分の停電あり。

(6/5)

上記被害があった施設において、人的被害なし。(6/5)

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
静岡県	1	1	1	1	1	1		
沼津市	1	1	1	1	1	1		
合計	1	1	1	1	1	1		

(2) 障害者関係施設の被害状況

千葉県旭市において1施設に床上浸水あり。(6/3)

静岡県沼津市において1施設に床上浸水あり。(6/4)
 大阪府泉南市において1施設に建物被害あり。(6/3)
 高知県黒潮町において1施設に床上浸水あり。(6/3)
 上記被害があった施設において、人的被害なし。(6/4)
 引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
千葉県	1	1	1	1				
旭市	1	1	1	1				
静岡県	1	1	1	1				
沼津市	1	1	1	1				
大阪府	1	1						
泉南市	1	1						
高知県	1	1	1	1				
黒潮町	1	1	1	1				
合計	4	4	3	3				

(3) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(6/1)

5 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、3県7市町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
静岡県	いわたし 磐田市	6月4日	—
	しまだし 島田市	6月3日	—
	ぬまづし 沼津市	6月4日	—
	ふじし 富士市	6月3日	—
愛知県	おかざきし 岡崎市	6月3日	—

和歌山県	かいなんし 海南市	6月3日	—
	かつらぎ ちょう 町	6月4日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

6 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（6/1）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（6/1）。

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（6/1）

和歌山県内の1施設にて浸水による水槽のポンプ故障発生。明日までは透析可能だが修理が長引き透析不可となる場合は、近隣2施設に患者30名を受け入れるよう既に依頼し、承諾済み。さらに修理が長引く場合は県内他の2施設にも受け入れ要請予定であることを両施設に相談済み。（6/2 19:05）

(3) 被災者の健康管理

- 各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、連絡体制の確保を要請（6/2）。

現時点では保健所の被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

- 各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請（6/2）。

(4) 避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した。（「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害に係る感染症予防対策等について」（令和5年6月3日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡））（6/3）

(5) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出(6/3)。

※ 「【事務連絡】令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和5年6月3日付け関係課連名事務連絡)

7 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係(管内の状況) 【6月2日(金) 19:00時点】

・6/2(金) 岐阜労働局管内の以下の公共職業安定所について、臨時閉庁。

① 15:00以降閉庁

・中津川公共職業安定所

・6/2(金) 和歌山労働局管内の以下の公共職業安定所について、臨時閉庁。

① 14:30頃以降閉庁

・海南公共職業安定所

8 労働関係

(1) 労働災害発生状況等

・神奈川労働局管内において、強風によりタワークレーンのジブが折損。現時点できが人の情報はなし。所轄川崎北労働基準監督署にて災害調査を実施予定。(6/2)

9 障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(6/3静岡県、6/5埼玉県)

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請(6/3静岡県)

(3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。

(6/3)

(4) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(6/3)

10 医療保険関係

(1) 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（6/3）。

※「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和5年6月3日付け保険局医療課事務連絡）を送付（6/3）。

(2) 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

(3) 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和5年6月3日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（6/3）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

(4) 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和5年6月3日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（6/3）。

(5) 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティビズ化を実施（6/3）。関係者に対する周知を、関係団体、都

道府県、地方厚生（支）局に要請（6/3）。

※「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和5年6月3日付け保険局医療介護連携政策課事務連絡）を送付（6/3）。

11 年金関係

(1) 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、市町村に対しても周知（6/3）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和5年6月3日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

12 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（6/3静岡県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（6/3）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（6/3）。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（6/3静岡県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（6/3）。

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（6/3静岡県）。

(4) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（6/3）。

以上